

## 火災予防上の留意事項

### 1 ガソリンの貯蔵及び取扱いについて

#### (1) 金属製容器による保管時の注意事項

ア ガソリンは、静電気が蓄積しやすい液体であることから、消防法（昭和23年法律第186号）に適合した金属製容器等で貯蔵し及び取り扱うこと。

イ 火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。

#### (2) ガソリンを注油する際の注意事項

ア ガソリンを漏らし、又はあふれさせることのないように細心の注意を払うこと。

イ 注油時には容器の圧力調整弁を操作する等、取扱説明書等に従って適正に注油を行うこと。

ウ 注油は、必ず発電機等のエンジンを停止した後に行うこと。

エ 夏季においては、ガソリンの温度が上昇して容器内のガソリン蒸気圧力が高くなる可能性があることから、吹きこぼし起きないように注意し、慎重に取り扱うこと。

### 2 屋台等で使用する火気使用設備について

#### 火気器具使用時の注意事項

ア コンロ等の火気を使用する場合は、できるだけ消火器を用意しておくこと。

イ ガス漏れ事故を防止するために、ゴムホースは、接続金具部分をホースバンドできちんと締め付けること。

ウ ゴムホースは、安全な長さとし、使用前にはひび割れ等がないか必ず点検を行うこと。

エ プロパンガスボンベを使用する場合は、通気性の良い場所に設置し、鎖等で転倒防止の措置を行うこと。